

北九州市環境基本計画の計画期間延長について（報告）

北九州市環境基本計画の計画期間延長（令和3年度までを令和5年度まで2年間延長）について、北九州市環境審議会（令和4年1月13日開催）へ諮問し審議した結果、承認され、答申を受けましたので、報告します。

1 趣 旨

本市では、平成29年11月に「北九州市環境基本計画」（以下「現計画」という。）を改定し、「世界の環境首都」及び「SDGs」の実現に向け、市民、団体、企業、研究機関、行政等が一丸となった取組みを進めてきた。

一方、国内外の環境に関する状況は流動的であり、今後の改定に当たっては、COP26、COP15 や国の次期環境基本計画など国内外の動向を踏まえた政策を反映することが適当と考え、環境審議会へ「北九州市環境基本計画の計画期間延長について」を諮問した。

同審議会で審議した結果、計画の延長が承認され、同審議会より「現計画の令和3年度までの計画期間を2年間延長し、令和5年度までの計画期間とすることが適当である」との答申を受けた。

については、現計画の計画期間を2年間延長することとし、北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、常任委員会へ報告するもの。

2 環境審議会の審議結果（令和4年1月13日）

北九州市環境審議会に諮問し、

- ・北九州市は、市民、事業者、行政等が一体となって「環境首都グランド・デザイン」を策定し、市民環境行動の10原則まで設けてきた。環境基本計画は、このグランド・デザインを行政計画として具体化したもので、基本理念も現時点で十分通用する。
- ・最近の国内外の動向は流動的であり、その動きもしっかりと見据えながら、計画を改定していくべきであり、計画の延長は適当である。

等の意見をいただいた。

同審議会において審議した結果、現計画の計画期間延長が承認され、答申を受けた。

3 今後のスケジュール（案）

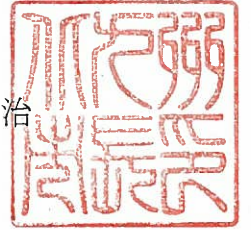
- ・令和4年1月13日 環境審議会への諮問（審議）
- ・令和4年1月17日 環境審議会からの答申
- ・令和4年1月26日 市議会（環境水道委員会）への報告
- ・令和4年1月～2月 市として対応を決定
- ・令和4年2月 市議会への報告（諸報告）



北九環総総 9 3 6 号
令和 4 年 1 月 1 3 日

北九州市環境審議会
会長 浅野直人様

北九州市長 北橋健治



北九州市環境基本計画の計画期間延長について(諮問)

北九州市環境基本条例(平成 12 年北九州市条例第 71 号)第 8 条第 3 項及び第 6 項の規定に基づき、北九州市環境基本計画の変更について諮問します。

(諮問理由)

本市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(北九州市環境基本計画)を平成 19 年 10 月に策定しました。

その後、平成 25 年 2 月、平成 29 年 11 月に改定し、この計画に掲げる 4 つの政策目標を柱に、「世界の環境首都」及び「SDG s」の実現に向け、市民、団体、企業、研究機関、行政等が一丸となった取組みを進めてきました。

現行の環境基本計画では、国に先んじて、SDGs の考え方・指標等を設定(副題:環境首都・SDGs 実現計画)し、COP21 でのパリ協定採択を受けた地球温暖化対策など世界的な課題への対応などを盛り込み、それらを踏まえた取組みを行ってまいりました。

昨今、国内外の環境に関する状況は流動的であり、本市を取り巻く状況も急速に変化しています。改定にあたっては、COP26、COP15 や国の第六次環境基本計画等、国内外の動向を踏まえた政策を反映することが適当であり、このような社会動向の変化や新たな課題などの動向を注視しながら対応することも必要であるため、現行の環境基本計画の平成 29 年度～令和 3 年度までの計画期間を、令和 5 年度までに延長したいと考えています。

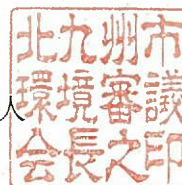
つきましては、北九州市環境基本計画の変更について、貴審議会の意見を伺いたく諮問します。



令和4年1月17日

北九州市長 北橋 健治 様

北九州市環境審議会
会長 浅野 直人



北九州市環境基本計画の計画期間延長について(答申)

令和4年1月13日付北九環総総第936号で諮問がありました「北九州市環境基本計画の計画期間延長」について、慎重に審議を行った結果、「諮問理由に記された現北九州市環境基本計画（以下「現計画」という）の改定に際し反映させるべき事項として挙げられている諸点については、相当に理由があると認められる。したがって、諮問理由に記載されているとおり、現計画の令和3年度までの計画期間を2年間延長し、令和5年度までの計画期間とされることが適当である」との結論に達しましたのでその旨、答申いたします。

市長におかれましては、この答申に基づき現計画の計画期間を延長するとともに、延長期間においても、環境首都・SDGsの実現を目指す北九州市として、現計画所定の個別プロジェクトをはじめとする環境施策について、着実に推進に努められること、また、その際に、急激に変動しつつある国内外の動向や昨年策定された「地球温暖化対策実行計画」及び「循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、必要な場合には現計画のプロジェクトへの補正をも加えて、それらの推進を図られること、を要望いたします。

「北九州市環境基本計画」の計画期間延長について（案）

<基本的な考え方>

○環境基本計画の計画期間を2年間延長する（令和3年度⇒令和5年度）

（理由）

- 国内外の動向（COP26、COP15等）を踏まえた政策を反映させることが必要
 - ・国の次期計画（第六次環境基本計画）は、令和6年4月に改定予定
 - ⇒ 本市の計画も、国の改定時期に合わせて改定する

<現状及び計画期間延長時の対応>

【現状】

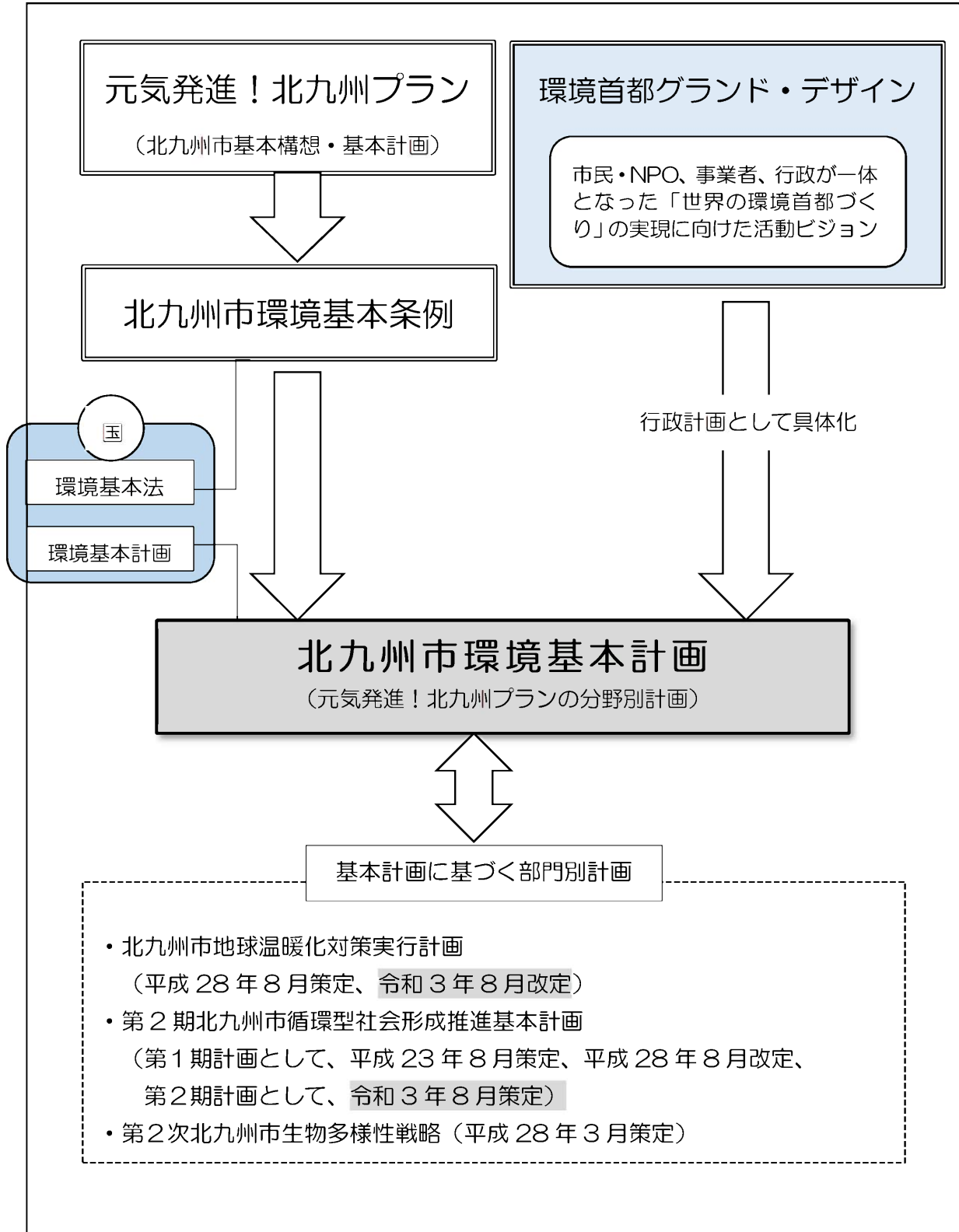
- ・北九州市環境基本条例に基づく環境分野の基本計画（法定計画ではない）
 - ⇒ 環境分野の基本的な考え方を示した計画
（地球温暖化対策実行計画等（部門別計画）の上位計画）
- ・基本理念（環境首都グランド・デザイン）と4つの政策目標により構成
- ・計画年度は、平成29年度～令和3年度
- ・SDGsの考え方を取り入れるなど、国の環境基本計画の方向性は盛込済



【計画期間延長時の対応】

- ・平成29年度～令和3年度までの計画期間を令和5年度までに延長
 - ※国の改定時期（令和6年4月）に合わせ、計画期間を2年間延長
- ・基本理念、政策目標、SDGsの推進等は、現状の考え方を継続
- ・改定等を行った部門別計画（「地球温暖化対策実行計画」及び「第2期循環型社会形成推進基本計画」）は、別冊として位置付け
- ・環境審議会での諮問・答申後、市として延長を決定し、市議会に報告

北九州市環境基本計画の体系について



北九州市環境基本計画(概要)

環境基本計画の位置づけ

「北九州市環境基本条例」に基づき、本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、平成19年度に策定、平成24年度、29年度に改定。

現計画期間 平成29年度～令和3年度

基本計画に基づく部門別計画

- ・北九州市地球温暖化対策実行計画
(平成28年8月策定、令和3年8月改定)
- ・第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画
(令和3年8月策定)
- ・第2次北九州市生物多様性戦略 (平成28年3月策定)

1

現行計画の特長

現行の計画は、
市民・NPO、事業者、行政等が一丸となり、
国際貢献、リサイクル等の取組みに加え、

- ◆国に先んじて、SDGsの考え方・指標等を設定
- ◆COP21後の地球温暖化対策など世界的な課題への対応
- ◆国の環境基本計画の方向性も考慮

本市の環境分野の基本的な方向性を明示

2

基本理念とその実現のための3つの柱

環境首都グランド・デザイン

基本理念 人と地球、そして未来の世代への北九州市民からの約束

「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ

共に生き、共に創る

環境で経済を拓く

都市の持続可能性を高める

社会的側面

経済的側面

環境的側面

行政計画として具体化

北九州市環境基本計画

3

市民環境力を盛り込んだ4つの政策目標

目標① 北九州市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立

目標② 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現

目標③ 世界をリードする循環システムの構築

目標④ 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上

**平成29年度改定時(現行計画)
この4つの政策目標の基本的な考え方を継承**

4

北九州市環境基本計画の計画期間の延長

〔変更前〕 平成29（2017）年度 ～ 令和3（2021）年度

〔変更後〕 平成29（2017）年度 ～ 令和5（2023）年度

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
世界の動向	←-----→ COP26 (温暖化対策)		←-----→ COP15 (生物多様性)	
	-----→ 世界の動向を受け 国の方向性検討			
環境基本計画（国）	-----→ 現行計画			-----→ 次期計画 （予定）
	-----→ 次期計画審議			
北九州市環境基本計画	現行計画	-----→ 計画期間の変更		次期計画 (2024～)
環境審議会スケジュール	-----→ 延長決定		-----→ 諮問 審議 答申	-----→ 改定

※現行計画は、国の第五次環境基本計画の基本的な方向性を盛込済。

※第六次環境基本計画やCOP26^{*1}等、国内外の動向を踏まえた政策を反映することが適當。（国の改定に合わせて現行計画を2年間延長）

※国において、COP15^{*2}等を受けて、生物多様性国家戦略の大幅な改定作業が行われようとしており、それが国の次期（第六次）環境基本計画に盛り込まれる可能性があるため、その動向も注視する必要がある。

※1 COP26：「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議」の略語。

※2 COP15：「国連生物多様性条約第15回締約国会議」の略語。

今後の北九州市環境基本計画について

現行の基本計画の概要と体系

第1部 計画の策定にあたって

第2部 北九州市環境基本計画の目指すもの

第1章 環境基本計画の基本理念

(「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ)

第2章 基本理念を実現するための3つの柱と環境首都指標

第3章 本市の強みを生かしたSDGsへの貢献

第4章 政策目標・基本施策・施策分野と各指標の設定

継続とするもの

- ・国の環境基本計画の基本的な方向性を盛り込んでいる
- ・国に先んじて、SDGsの考え方・指標等を設定している
- ・地球温暖化対策等世界的な動向も盛り込んでいることなどから継続

別冊とするもの

本計画の部門別計画である改定及び策定した2つの計画

(政策目標2)
北九州市地球温暖化対策実行計画

(政策目標3)
第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画

第3部 4つの政策目標とその基本施策・施策分野

(政策目標1) 市民環境力の更なる発展とすべての市民に
支えられた「北九州環境ブランド」の確立

(政策目標2) 2050年の超低炭素社会とその先にある
脱炭素社会の実現

(政策目標3) 世界をリードする循環システムの構築

(政策目標4) 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・
経済・社会の統合的向上

第4部 計画の総合的推進

基本施策を受けた個別プロジェクト施策

- ・個別プロジェクトは、毎年度実施する予算編成や行政評価等により事業内容や方向性を見直しを行う